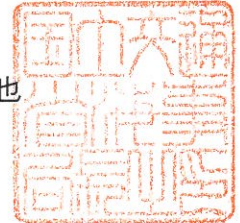


国海査第 540 号の 2
平成 27 年 4 月 21 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 模田 實 殿

国土交通省 海事局長
森 重 俊 也



型式承認試験基準の制定及び廃止について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成 14 年 6 月 28 日付け国海査第 169 号(「型式承認試験基準の制定及び一部改正について」)別紙 1 に定める「船舶自動識別装置の型式承認試験基準」を廃止し、新たな国際基準に適合する型式承認試験基準を別紙のとおり制定します。
2. 本試験基準の制定及び廃止は、平成 27 年 4 月 21 日から適用します。
3. 船舶自動識別装置の技術基準は、IMO 海上安全委員会決議 MSC.74(69)において規定されているが、当該決議に引用されている国際電気通信連合が発行している ITU-R 勧告が改正されたことから、型式承認試験基準の改正を行うこととしました。当該改正内容は、試験の実施方法の見直しであり、本物件に関する技術基準の見直しはなく、船舶設備規程、航海用具の基準を定める告示及び同心得は改正されておりません。そのため、既に型式承認を取得している物件については、新たに制定した型式承認試験基準に適合しているものとみなされるため、その型式承認の効力は失われません。

